

# 知財立国日本の実現に向けて

## —日本の知財を世界へ伝える運動—

(2016年8月10日、公益社団法人 知財登録協会へ投稿したレポートです)

知的財産活用研究所 矢間伸次 & IPMアカデミー 講師 篠原 泰正

### 目次

#### I. 過ちは幻想から生じる

1. 「誤解・錯覚」に気付かないのが幻想の始まりである
2. 「独占・排他権」は産業の発達に貢献するという「知財幻想」
3. 特許を取得すれば誰かが守ってくれる、という「知財幻想」
4. 特許出願にはリスクが無い、という「知財幻想」
5. 守秘する知財は、会社利益に貢献しない、という「知財幻想」
6. 日本「知財文書」の品質は、世界でも通用する、という「知財幻想」
7. 知財部門の仕事は「知財管理」である、という「知財幻想」
8. 特許明細書は、技術用語と法律用語が入り混じった特殊な文章である、という「知財幻想」
9. 特許文書は、当業者以外の者が読めなくて当然である、という「知財幻想」
10. 日本特許明細書は、欧米型の特許明細書と同じになっている、という「知財幻想」
11. 過度な特許への「信頼・期待」が「知財幻想」を生み出す

## II. 知財文書の品質劣化が知財倒産を招く

1. 「成熟・衰退期」を迎えた「知財戦略」は、どうあるべきか
2. 国内への特許出願は減るが、外国への特許出願は増える
3. 日本から外国へ出願する外国特許出願明細書の現状を知る
4. 日本からの外国出願は PCT 経由が増えているが大丈夫か
5. 「和製英語(ジャパニッシュ)」が翻訳コストを押し上げる
6. 「日本特許出願明細書」からの翻訳が、文書品質の劣化を招き、その影響は多方面へ及び、「知財コスト」が高騰する
7. 世界で通用する「グローバル特許出願明細書」を作ろう
8. 結論として、どうすればよいのか ◆「日→日翻訳」の例

## III. 世界で通用する「グローバル特許出願明細書」の文書要件

1. そもそも知的財産とは何か
2. 特許明細書は発明技術の説明書である
3. 権利が絡むからには一定のルールがある
4. 発明は隠さず開示する義務がある
5. そもそも特許明細書 (Patent Specifications) とは
6. 【クレーム(請求項)】とは
7. 権利の主張を曖昧文章(乏しい文章力)で広げることは難しい
8. 日本語では難しい一筆書き、日本の【請求項】
9. 米国特許出願明細書の「クレーム」
10. 日本特許出願明細書の【請求項(クレーム)】◆【請求項】の比較見本

- 11.「グローバル特許出願明細書」の要件を満たすには
- 12.「グローバル特許出願明細書」の要件を確認する
- 13.「グローバル特許出願明細書」が備えるべき要件をチェックして見直す
- 14.「例」: 曖昧な日本語原文から、平明な日本語へ「日→日翻訳」しました

#### IV.考え方を変え、問題を改善すれば知財立国日本は実現する

- 1.「心・技・体」、あるいは「心・知・勇」
- 2.曖昧文書は、日本全体の問題である
- 3.英国、米国でも続けられている「平明英語運動」
- 4.日本でも始めるべき「平明日本語運動」
- 5.世界へ「物・事・考え」を伝える「平明日本語」即ち「文明日本語」
- 6.では、どのようにして「文明日本語」を書くか
- 7.論理力を身に付け、ロジカルに書く
- 8.世界の共通語は、日本語でなく英語である
- 9.日本人としての「アイデンティティ」を失ってはならない
- 10.「名こそ惜しけれ」日本の美学の核

#### V.日本の「知財政策」は、果たしてどの方向へ進むのか

- 1.特許の価値は低下し、守秘知財、著作権、商標、意匠を含めた知的財産の「総合マネジメント力」が求められるが、その人材教育はできるのか
- 2.機械翻訳ソフトの支援が受けられる英語型に近い日本語で書く
  - ◆英語型の日本語を機械翻訳ソフトに掛けた: 実例
- 3.日本は世界で通用する「グローバル特許出願明細書」が作れるのか

# I、過ちは幻想から生じる

## 1.「誤解・錯覚」に気づかないのが幻想の始まりである。

作家浅田次郎の本から学ぶことが多い。浅田次郎作、「蒼穹の昴」に続く「珍妃の井戸」を読みながら日本の特許業界に照らし合わせてみた。物語は「清国（末期）の美しい妃が紫禁城の中にある小さな井戸の底に投げ込まれ命が絶たれた、その背景と真相を探ろうという話である。

その役を負うのが英国、ドイツ、ロシア、そして日本から選ばれた身分ある公人たちである。彼らが「清国」の滅亡を目のあたりにして見てきたことは「習慣には逆らえますまい」ということであった。

この本には「この国はおぞましいほどに複雑な儀礼と習慣とで出来上がっている（略）。遠い昔から連綿と続いているそうした習慣には例え政策に矛盾をすとしても従わなければならないだろう」とある。つまり「清国」の改革（世界に開かれた国づくり）は、おぞましい習慣に阻まれ実現することなく外国からの侵略を受けたのである。

更に主人公である「珍妃」が独白する場面がある。「私は今ようやく分かりました。私は多くの民草から施しを受けていたのですね。私も父も姉も（略）このお城の中で、皆が贅沢三昧に暮らすことができるのは、四億の民が私たちに施しをしてくれているからなのです（略）。私は今まで、多くの名もない人々の善意に支えられて生きてきました。—ああ、なんでこのような当たり前のことが、今の今までわからなかつたのでしょうか（略）。この罪は大きい。民草の善意に気づかぬのみならず、己は民草に施しをしているのだと信じ続けてきた。この罪は、一死を持って償うことすらもできません。だから私は、このような場所で草木のように枯れていくのです。私の罪には、これこそがふさわしい罪なのです」と。

つまり、ここで言いたいことは、物事の本質（問題）を考えないと目が曇るということである。人間は、例えおかしなことでも自分の利害に関係なければ、当たり前で見過ごす癖がある。つまり御都合主義なのである。自分が身を置く特許業界においても、おかしなことが多々ある。しかし、それは「この業界では当たり前のことである」という風潮（幻想）で流されている。おかしなことを見過ごすことで、いずれの将来に災いを残すことになるという思いで、この原稿を書いている。

## 2.「独占・排他権」は産業の発達に貢献する、という「知財幻想」

特許法第一条：この法律は発明の保護および利用を図ることにより発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする、とある。

特許政策の考えには「プロパテント政策」と「アンチパテント政策」がある。これは矛盾するが、いずれも行き過ぎると弊害が出る。「アンチパテント政策」は、特許権や著作権を独占することなく創作者が利益を得ることは可能であり、社会的利益（公益）も増大できるという考えが基本にある。

特許出願には目的がある。特許は実施権や他社からの侵害を防ぐ排他権だけではない。特許が持つ「共生(協創)」と「戦い」の両面から運用し、更に「実施権、排他権、先使用权、不正競争防止法」の使い方を一体とした「特許出願戦略」を立案し、策定しなければならぬ。

最悪の「特許出願戦略」は出願件数だけを追いかけバラバラに出願し、バラバラに管理し、バラバラに消滅していく場あたりの特許出願である。

### 3.特許を取得すれば誰かが守ってくれる、という「知財幻想」

特許を取得しても自社の事業が守れるわけではない。特許庁は発明を審査して特許を与えるが、権利行使の保証はできない。そのことは特許無効の裁判結果をみれば明らかである。自分で守るしかない、誰も守ってくれない。政府や自治体は中小企業の特許支援策として特許出願費用の補助金を出しているが、特許出願費用の負担だけでは万全な支援策とはならない。

特許侵害調査費用、審査請求費用、中間処理費用（特許庁とのやりとり）、特許維持年金費用、模倣品対策費用、訴訟準備費用、そして裁判費用と考えただけでも頭が痛くなる。更に外国への特許出願となれば、翻訳代、翻訳チェック代、現地代理人手数料などの費用が嵩み膨大となる。特許権者が自らの費用で侵害を調査し、権利行使のための予算措置をもたない特許は、特許侵害者にとって痛くも痒くもない。単なる紙切れである。

### 4.特許出願にはリスクが無い、という「知財幻想」

使のための予算措置をもたない特許は、特許侵害者にとって痛くも痒くもない。単なる紙切れである。出願リスクとは出願から1年6ヶ月でその内容が日本特許庁から全世界へ公開されることである。特許制度は各国の制度であるから自国へ出願されていない国の人たちが、公開された発明技術を勝手に利用しても文句は言えない。しかも折角の大金を払って特許を出願したにも拘わらず審査請求がされず、単なる技術情報として公開されるのが半数近くもあると聞く。これでは特許を出願するリスクの方が大きい。

例え特許を取得して何も役に立たず、会社の利益とは直接結び付かないことの方が多い。その理由は、特許を「どのように活用するの

か」「どのような手法、戦略で対応するのか」「どのような経営効果を考慮するのか」を考えた「特許出願戦略」を持たないで、ただ漫然と特許を出願しているからである。

特許を持っていれば体裁が良からう、という程度のものであれば大金を使って、しかも「出願リスク」を犯してまで特許を出願する必要はない。特許は勲章やステータスではない。もちろん「特許証」を額に入れて「飾り拝む」ものでもない。

## 5. 守秘する知財は会社利益に貢献しない、という「知財幻想」

社内にはいろいろな知的資産が埋もれている。多くは個人の頭の中に記憶されたままである。中でも技術者にその傾向が強い。彼らの研究成果は、特許を出願して顕在化させるのが手っ取り早い。しかし、何もかも特許を出願して開示する必要はない。例えばノウハウ技術、プロセス技術等は「ブラックボックス技術」として特許を出願せずに社内で秘匿しながら活用していくのも企業にとって重要な「知財戦略」である。

ここでは開示する技術を「開示知財」秘匿する技術を「守秘知財」という。「守秘知財」は先使用权の証明や「技術流失防止対策」の証拠資料として使われるケースもある。

「守秘知財」は「開示知財」のリスクを引き取るだけでなく、無駄な特許出願を撲滅させ、特許に掛かる膨大な費用を削減させる。企業にとっては「守秘知財」の運営は、誠に理に適ったコストパフォーマンスの高いシステムである。

## 6.「知財文書」の品質は世界でも通用する、という「知財幻想」

発明技術の明快な開示は、世界の特許理念に従うというだけでなく、その発明技術は「共存共栄」を目的にして活用することである。但し読んで理解が出来ない発明技術に興味を持つ人はまずいない。「私の発明技術を使って一緒にビジネスをしませんか」この呼び掛けが、知的財産の「共存共栄」である。

つまり特許明細書は、ビジネスへの呼びかけ手段の事業計画書でもあり契約書でもある。事業計画書や契約書が曖昧であっては「共存共栄」が叶わない。

一方、特許係争になった場合には、裁判官や陪審員へ誤解なく真実を理解して貰わねばならない。発明技術の明快な開示は当然の義務である。特許明細書は発明技術の使用権利範囲を決めた権利書である。特許係争で使われる権利書は、曖昧であれば戦えない。つまるところ「IP戦争（知財戦争）」とは言語の戦いである。

## 7. 知財部門の仕事は「知財管理」である、という「知財幻想」

知財活動の成果は、知財部門の活動パフォーマンスを示す出願件数でも登録件数でもない。経営への貢献つまり、儲けとしての利益やブランド価値として計測・評価されなければならない。これができないものは「知財経営」とはいえない。

利益成果として計測できない知財活動はコストと時間の無駄を意味し、事業経営と乖離した知財部門のための活動といわざるをえない。企業の知財部門は、研究開発成果をお金に換えるプロフィット・センターである。



## 8.特許明細書は、技術用語と法律用語が混じった特殊な文書である、という「知財幻想」

特許文書は「技術文書と法律文書が入り混じった何やら難しく特殊な文書である」という誤解が混乱を招いている。米国では、単に技術文書の一つであり、より限定すれば英語での表記（Patent Specifications）とおりに技術仕様書の一種に過ぎないとの位置づけである。

ただし特許明細書の中で【特許請求の範囲】という特有の項目がある。この項目は発明の権利を主張する文書である。従って、その記述において主張する権利の範囲を損なわないように、あるいは他者の権利を侵害しないように法的な眼で注意をするということで、特許法で規定されている。しかし他の項目は普通の文章で記述されている。

特許明細書に対する誤解があれば様々な弊害が出る。例えば特許明細書は特殊である、という先入観を多くの技術者が持つことで特許明細書を読むことを敬遠する。また何か少しおかしいと思っても特許明細書は法的なものだから、その面で素人の自分が口を出すべきでないと思えたりすることにもなる。

## 9.特許文書は、当業者以外の者が読めなくて当然である、という「知財幻想」

英語には「accountability」という言葉がある。国あるいは企業、団体のしかるべき仕事の場についている人、すなわち彼らは、国民、社員、株主といった関係者に物事を明確かつ明快に「説明する責任

がある」という社会的規定である。この外来語は日本でも方々で聞かれるようになったが、これほど無視されている言葉も珍しい。

分かりにくい難解な特許文書に対して苦勞をしている関係者は実に多い。中でも特許明細書を読む必要性（特許調査など）に迫られている技術者たちは、その思いが特に強い。意味不明で理解が難しい特許明細書の存在は迷惑でしかない。

## 10.日本特許明細書は、欧米型の特許明細書と同じになっている、という「知財幻想」

一般的に述べるが、知財関係者は誤解をしている部分がある。特許明細書の体裁は世界共通で特許法も殆ど同じとしても、日本人と西  
欧人の考え方の違い、そこからでてくる論理展開のやり方の違い、そしてその結果としての記述の構造の違いを理解していないと思われる。

日本と外国の違いは言語だけでない。もし、日本と同じであるという考えで外国特許明細書を作成しているとすれば、その幻想は直ぐにも取りはらわなければなら無い。

## 11.過度な特許への「信頼・期待」が「知財幻想」を生み出す

ドラッカー（P. F. Drucker）が「断絶の時代」の中で述べた知識社会（知識経済社会）が到来したのである。この社会では、資本金、設備、土地などの有形資産にかわり「知識・情報」が経済価値を生み出す主要な源泉となり、人の教育水準、業務プロセス、知的財産権、外部との結びつきなどの無形資産が価値形成に大きな比率を占めるとされる。特に知的財産権は事業競争戦略上きわめて重要である。

政府はこの観点から 2002 年に知的財産の「創造・保護・活用」を理念とする知財立国構想を打ち立て現在も進行中である。しかし、明

らかな成果は現れていない。その理由として目的や理念が機能していない上に、企業、大学を含め多くの国民には知的財産に関する誤った理解や幻想があり、基本財産権としての知的財産に対する意識や感度が低いことが考えられる。

知財とは、現物の商品（製品・サービス）と一体となって初めてその価値が発現できるもので、商品や事業と乖離した知財は費用（コスト）だけで価値を生まない。

（引用：玉井誠一郎著 知財インテリジェンス、大阪大学出版会）

## II、知財文書の品質劣化が知財倒産を招く

### 1. 「成熟・衰退期」を迎えた「知財戦略」はどうあるべきか

「黎明・成長期」は、特許出願の多さが会社の技術力を評価する基準にもなった。市場の拡大が見込めない「成熟・衰退期」に入ると、これまでのやり方が通用しなくなるのは当然である。

「成熟・衰退期」は、企業や事業の「統合・再編」がおり「買収・合併」が当たり前となっている。これまで競合していた会社と一緒にあって、残った市場を寡占化し、周辺領域の市場を開拓するという経営手法が採られる。

また自社が持たない経営資源（市場、技術、知的財産権など）を効率よく手に入れて世界市場へ進出する手法もある。いずれにせよグローバル社会での生き残り策は大変である。

### 2. 国内への特許出願は減るが、外国への特許出願は増える。

日本企業同士での競争は無くなり国内への特許出願は減る。ただし外国出願は増える。グローバル社会は、これまでの縦割り社会から横繋がりフラット社会への転換であると言われている。

もちろん知的財産の運用もグローバル化される。現地特許代理人とのやり取りは、当然ながら英語（English）で行われる。彼等の仕事用語は自国語と英語である。英語能力は十分に備えているから問題は無い。

しかし海外への特許出願は多国へ拡がり出願費用、翻訳費用、翻訳チェック費用、現地事務所との打ち合わせ費用等に膨大な費用がか

かる。相手が新興国であれば、さらに厄介事が増える。日本企業には「グローバル知財」に対処できる人材が不足しているだけでなく費用の捻出も難しい経営状況にある。

### 3.日本から外国へ出願する外国特許明細書の現状を知る。

現状は外国で特許を取得しても知財係争に巻き込まれやすい現状にある。それは多くの日本から出願された特許明細書が「グローバル知財」に対応されておらず、世界で通用しなく戦えないからである。

「グローバル知財」に対応できていない問題の本質は、我々日本人が世界へ発信するための言語に対して無関心であったこと、日本語が技術の説明に適さないことが最大の理由である。つまり「以心伝心・阿吽の呼吸」で、読み手側が自分なりに解釈するという日本特有の文化に根ざした言語が特許文書にも使われていることである。

理解が難しい特許明細書は、自社の優れた発明技術を明確に伝えることもできず、新たなビジネスチャンスに出会うこともない。侵害されても相手に対して自社特許への侵害領域すら伝えることができない。侵害者としても、何処が侵害しているのか、その判断がつかないまま製品化してしまうケースすらある。

### 4.日本からの外国出願はPCT経由が増えているが大丈夫か

国際出願での PCT (Patent Cooperation Treaty) の約束の下では、国内出願の優先権は認めるが、それを英語で提出するときは、国内で出願した内容と同じ事項を記せ、となっている。当然であろう。

優先権を認めた出願と英語で記述されたそれが異なる記述をされていけば、そこで主張されている発明が別物となってしまう恐れがで

る。現状は多国に出願した特許明細書と整合性が取れていない可能性が極めて高い。

## 5.「和製英語(ジャパニッシュ)」が「知財コスト」を押し上げる

問題は「日本特許出願明細書」から英訳された日本特有の英語、つまり「和製英語」にある。因みに、台湾、韓国、中国への特許出願は、日本への留学経験が長く曖昧な日本語をリバースできる「技術翻訳者」がいた。幸に日本語をそのまま渡しても問題は少なかった。しかし現世代は、日本語ではなく英語を求めている。しかし「和製英語」であれば翻訳は難しい。

「和製英語」の起源は、曖昧で難解な「日本特許出願明細書」からの「忠実翻訳」にある。依頼者は自分が書いた日本語の流れに対して「忠実翻訳」を求めている。これが「和製英語」である。どんなに翻訳者の腕がよくても明快な英語へ翻訳することは難しい。

## 6.「日本特許出願明細書」からの翻訳は、文書品質の劣化を招きコスト高となる

翻訳コストの削減に苦しめられている翻訳現場では一体どうなっているのだろうか。英語への翻訳が難しいのは、日本語を読解する「日→日翻訳」の作業にある。

翻訳者のエネルギーの多くが、この「日→日翻訳」にあてられている。日本語を母語としている日本人翻訳者が、その日本語の「読解」に苦労しているのが現状である。

「日→日翻訳」は生産性が悪いだけでなく翻訳品質にバラツキが出る。当座の対策として「逆翻訳チェック」する方法が採られている

が「逆翻訳チェック」をしたからといって安心とは言えない。なぜなら曖昧日本語からの正しい翻訳の答えがないからである。

技術内容が理解でき、かつ日本語が完全に理解できる特許翻訳者と出会わない限り、この不安は残る。全ての出願国に対して、それを求めることは困難である。

膨大の費用と人手を掛けたが有効な特許権が取れないということであれば「特許出願」する意味が無い。結論として翻訳品質を高め、出願コストを削減するには英語へ変換しやすい平明な日本語で「日本特許出願明細書」を作ることである。

資料案内：「日→日翻訳」の見本は、本文の 15 ページにあります。

## 7.世界で通用する「グローバル特許明細書」を作ろう

このスローガンを実現させるためには、その土台となる日本語文章での表現力向上が不可欠である。例えば世界の主要言語である英語と互換性(変換できる)のある日本語文章で書くことが近道である。これは、世界の共通(普遍)事項の記述を英語へ容易に変換できる平明な日本語のことである。

ハードウェアおよびソフトウェア技術に基づく製品は、周知のように、他の製品と「互換性」がとられていなければ市場で栄えることはできない。文書の世界においても、そこで記述されている知恵や技術を世界の中で流通させるためには、できるだけ「互換性」のとれたものでなければならない。

他言語と互換性のある、すなわち平明な日本語で記述するスタイルを確立していくことは、これからの日本にとって極めて重要なことである。このまま放置すれば文書品質の劣化が止まらず場当たりに処置していく対策費用は膨大となり、やがて「知財倒産」を引き起こす。

## 8・結論として、ではどうすればよいのか

結論は「日本特許出願明細書」を論理的かつ明快に記述された文章に整えることである。英語型に近い日本語で書かれていれば、翻訳者は翻訳ソフトの支援を受けながら翻訳作業を進めることができる。翻訳作業の生産性は格段と高まる。

優秀な翻訳者の手によって万全に仕上げられた「英文特許出願明細書」を「基準特許出願明細書」として出願国の現地代理人へ渡して「特許出願」を依頼すればよい。

「基準特許出願明細書」は欧州語、露語、北京語など、他言語への翻訳も翻訳ソフトの支援が受けられから現地代理人も歓迎する。信頼できる現地代理人の手によって自国の特許出願明細書へ仕上げて貰えばよい。現地代理人の翻訳を確認する場合でも、翻訳ソフトで逆翻訳して英語へ戻し「基準特許出願明細書」と比較すれば、確認したい箇所や質問もしやすい。

「和製英語」を、そのまま渡したのでは各出願国での「翻訳バラツキ」が大きく、各々の国が違う内容の特許出願明細書になって収支がつかなくなる。「基準特許出願明細書」は、社内の「文書品質管理体制」を築くだけではなく劇的なコストダウンが実現できる。こんな美味しい改善策は他に無い。



## 【資料】「日→日翻訳」例

【課題を解決するための手段】 ←原文(上段)

【課題を解決するための手段】 を普通の文章で翻訳した日本語（下段）

前記目的を達成するための本発明のブレード部材の取付機構は、所定の厚みを有するブレード部材を支持する支持部材と、この支持部材を所定位置に固定する取付部材を備え、画像形成に用いられる像担持体に前記ブレード部材のエッジ部を当接させるブレード部材の取付機構において、前記ブレード部材に形成した複数のエッジ部から任意の1つのエッジ部を選択して前記像担持体に当接させる構成としたことを特徴とする。このような構成により、ブレード部材の一端が摩耗、損傷している場合、ブレード部材における未使用のエッジ部を像担持体に当接させることで、ブレード部材の再利用効率を向上させることができる。

また本発明のブレード部材の取付機構は、前記ブレード部材先端の両側をエッジ部とし、前記支持部材を反転させて所定位置に固定した場合に、像担持体に対する前記ブレード部材のエッジ部の当接位置が、反転前における前記ブレード部材のエッジ部の当接位置と略同一になるように構成したことを特徴とする。

↓

【課題を解決するための手段（発明の概要）】 ←「日→日翻訳」例

前記の課題を解決するために、本発明は感光体ドラムの表面上に残るトナーを掻き落とすための刃（ブレード）を取り付ける装置（デバイス）を提供する。

このブレード取り付け装置は使用上必要な厚みを有したブレードを固定するための支持部とその支持部を定められた位置に固定するための取り付け部を有する。

この支持部（ユニット）と取り付け部（ユニット）はブレードの先端に設けられた上下の刃先（エッジ）のどちらか1つが感光体ドラムの表面に、定められた距離を保って接触するように後述する清掃用カートリッジ部に取り付けられている。

このブレード取り付け装置において、このブレードはブレードを固定している支持部から保守要員の手で、容易に取り外すことが可能であり、取り外したブレードの表と裏を反転させて再度、容易に、支持部に固定することができる。

このように、まだ使用されていない刃先を利用することにより、消耗部品である1枚のブレードを2度使用できることになり、資源の有効活用の度合いを向上させることが可能になる。

さらに、ブレードを取り外し、表裏を反転させて再度装着する作業は、支持部と取り付け部を脱着、あるいは動かすことなく行えるため、再度装着されたブレードの刃先と感光体ドラムの表面の距離は取り替える前の刃先とほぼ同一となる。

## Ⅲ、世界で通用する「グローバル特許明細書」の文書要件

### 1.そもそも知的財産とは何か

「知的財産化」とは、社内にある発明、ノウハウ、商品といった知的資産を顕在化させ、文書にして残すことである。知的財産には開示する知財と守秘する知財がある。開示する場合は、内容を明快に開示する義務が生じる。守秘する場合でも社内での文書様式を整え、分かりやすい文章で記録しておくことが大事である。

開示する知財の代表格が「特許明細書」や「技術論文」等である。守秘する知財はノウハウ技術や営業秘密情報などである。

「知的財産権」とは、権利化された知的財産のことである。その代表が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などである。権利書であるから権利の主張部分だけは法的な運用ルールで定められている。

### 2.特許明細書とはなにか

まず特許明細書とは何か、を考えてみる。特許明細書は「発明技術の説明書」である。技術の説明は、背景の異なる人たちにも理解できるように明快に記述せねばならない。

特許権利が切れて誰かが“特許明細書に書いてある通りにやれば再現ができた”というのが特許明細書の基本である。もし明確に開示したくない技術であれば特許出願をしなければ済むことである。

### 3.権利が絡むから一定のルールがある

発明を開示して、その権利を獲得するために、そこには一定の様式、あるいは常用の様式があるのは当然である。しかし技術は、普遍性のあるものであるから、それを記述する際には、文化的な要素はできるだけ排除されているはずだ。従って特許明細書の文章は、文明の言語で記述されていると見做すことができる。技術の説明には「文才」は必要なく事実をありのままに記述するだけでよい。

### 4.発明は隠さず開示する義務がある

世界の普遍事項である特許システムの中で、その権利と義務に関する理念は、まさに世界共通である。それは“一定期間の独占権を与えます（権利）ので、その見返りとして、発明は隠さず明快にわかりやすく世の中に開示してください”というものである。

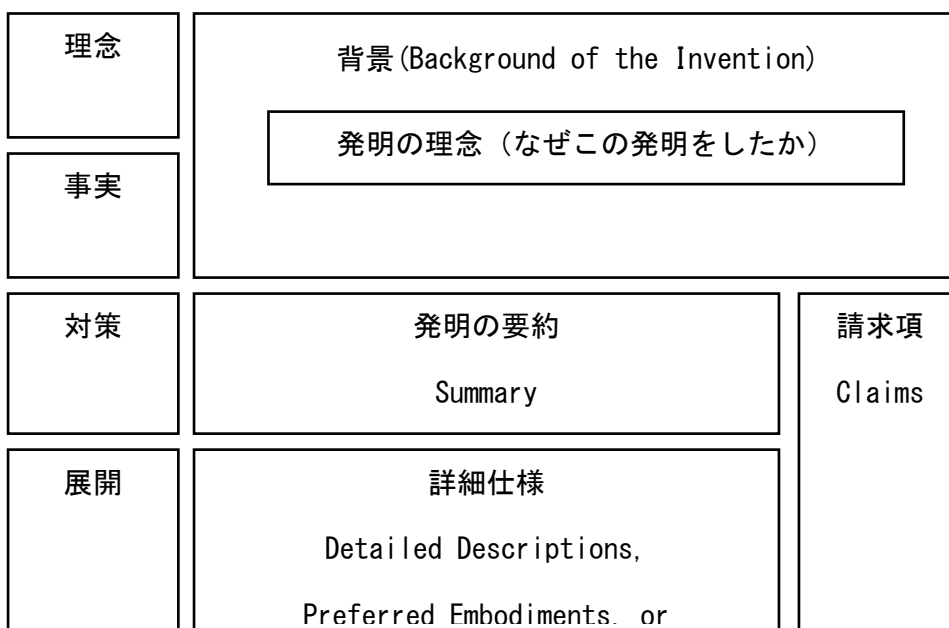
違いがあるとすれば、日本人は知的財産を溜め込むものと考え、欧米人は知的財産を運用するものとする考えの違いだ。考えの違いから出てくる論理展開のやり方の違い、そしてその結果としての記述の構造の違いがでてくるのは当然である。

### 5.そもそも特許明細書(Patent Specifications)とは

「Patent Specifications」はその名のとおり、特許権の獲得を目的とした発明に関する仕様書であり、これが、どういう発明であるかが読んで分かるように書かれていなければならない。

米国の特許法でも国内の特許法でも、明確に分かりやすく記述すること、と定められている。その発明で権利の独占を得る代わりに技術を開示することは約束ごとである。

### 【特許明細書の構成図】



## 6・【クレーム(請求項)】とは

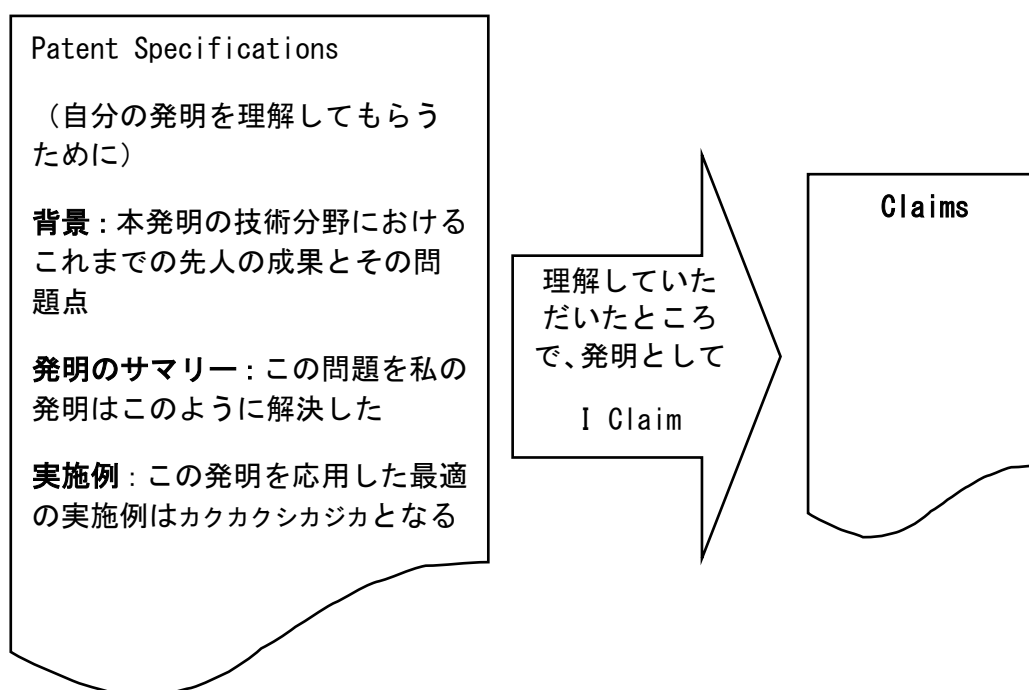
特許の権利は、明快な言語で請求する (c l a i m) 必要がある。世界の中で唯一の汎用言語は、日本語でなく英語である。従って、世界の中で権利を主張するためには、英語型で行なうこと、つまり権利を獲得するためには英語のベースとなっている思考方式の上で主張するのがグローバル化への早道と考える。

確かに米国特許明細書のクレームは特殊な記述方式が取られているので、一見したところ難解に見える。しかし慣れてくれば読みやすい文章で書かれていることが分かる。発明の詳細説明も漏れがないように、しつこく書かれているので読んでいて嫌になることもあるが背景や要約は通常の文章で書かれている。

英語の利便さを考えれば、特許制度の整備が急がれる新興国の特許明細書は外国から英文で出願され、そのまま自国の特許明細書になる可能性だって十分に考えられる。

## 7. 権利の主張を曖昧文章で広げることは難しい

「クレーム」とは“発明を特徴つける、最小限の物、工程、特徴を記述したもので、適切に相互関連を持った部分（部品）の最小限のセットである”。すなわち、そのセットが発明を形づくっているものと定義されている。従って「広い」という表現より「強固」といったほうが適切といえる。



上位概念の技術用語を使えば広くなるという単純なものではない。明細書の中で発明を丁寧に説明して、ご理解をいただいたうえで“私はこのように発明の権利を請求いたします”というのが決まりである。

発明の背景と概要と詳細説明から成り立つ明細書は「クレーム」をサポートするものになっていなければならない、と米国特許法（これは世界共通）では明確に規定している。

欧米の常識からいえば、文書は主題の背景を述べ、主題の概要を説明し、それを実際に展開するとどうなるか、そして実験結果や展開計画を述べる構成となっている。特許明細書では、それらをご理解戴いたところで“私は請求します”と、つまり「アイ、クレーム」となる権利主張を最後に行うのが自然な流れである。

## 8.日本語では難しい一筆書き、日本の「請求項」

いつの頃から、誰が定めたのか知らないが日本の「請求項」は一つの文章（つまりピリオドまで）で書くことになっているようだ。確かにアメリカでは「クレーム」を次のとおりに規定している。

「クレーム」とは発明を明確にして正確な言語を使って記述すること。“「クレーム」は特定の法的記述であり、特定の形式にのって書かれており、その形式は単一文章で記述する”と。

アメリカは憲法第一条に書かれているように財産権の保護については極めて敏感である。だから権利を主張する「クレーム」は更に厳密かつ明確にするように求めている。

## 9.米国特許明細書の「クレーム」

「米国特許明細書」の「クレーム」は、確かにピリオド一つの一文中で書かれているが、日本語と英語では言語としての条件が異なる。

英語（英語だけでなく欧州語も）は、記述の切れ目を付けるのに、コンマ（、）、セミコロン（;）、コロンの（:）、ピリオド（.）と四段階を利用できる。これで区分けできるから、ピリオド一の文章形式になっていても、さほど苦勞なしに読むことができる。

しかも、この区切りの道具だけでなく、動詞の分詞形、文法でいう過去分詞とか I N G の現在分詞、さらには不定詞も利用できるから、本動詞、すなわち文章の核である動詞の原型がなくとも意味を伝えることができる。

さらにいえば、関係代名詞や関係副詞（wherein つまり in which ）という便利な道具も揃っているから、いくらでも言葉をつないで行くことができる。一つの文章で書くのが苦にならない。少し勉強すれば誰でも「クレーム」の形式にのっとして書けるようになる。

## 10.日本特許明細書の【請求項(クレーム)】

日本語は、こうはいかない。単語と文節をつないでいく接着道具には「テニオハ」しかないのだから、通常の文章においても少し長くなると、なにを言わんとしているのかわからなくなる。

このような言語を操って、あれも請求したい、これも請求しておきたい、と一つの「請求項」の中に、てんこ盛りに構成要素や機能や方法を入れ込んで誰にも理解できないのは当然である。一文節の中に「が」が3つも4つもあったのでは混乱する。

どうせ米国流を真似するのなら、ついでに特許明細書、特に「請求項」の構成も米国流に合わせてもらえればありがたいのだが、ここだけは、「日本オリジナル」が守られている。

なるほど、形だけは似ているが本質は見事に無視されている。米国では“「クレーム」の文章表現は不明瞭なところが無く、十分に明確であり、構成要素が肯定的に説明されており、明細書によって支持されていることが条件である”と、規定されている。

▽ 資料案内：「日→日翻訳」【特許請求の範囲】の見本は、25 ページにあります

## 11.「グローバル特許明細書」の要件を満たすには

まずは、文書全体の記述構成が論理的な展開（流れ）になっているか。論理的な流れとは、例えば、大枠から細部へ、構成要素全体から各要素へ、抽象的概念から具体的説明へという流れになっている。

①「文書の全体構成は、理念から主題展開へ」→主題概要から詳細展開へ、事実把握から問題点の摘出へ、問題点の明確化からその対策案へ、対策案からその具体的展開方法へ

②「部分の中の展開は、大枠から各構成要素へ」→主事項から従事項へ、一般事項から具体事項へ

③「文章の中の展開は、重要事項から枝葉末節へ」→一般名称から具体名称へ、一般動作から具体動作へ、

一般関係から具体関係へ次は文章そのものが明快に書かれているか。文章を読むだけで事実関係が把握でき、誤解を生まないシンプルな文章になっていることである。論理的な流れに混乱があると、欧米社会では稚拙な文書とみなされ不利益を蒙る元になる。



日本人が読めば、なんとか理解できる文章でも、例えば主語がなければ、そのままでは外国語への翻訳はできない。“主語は翻訳者が考えて下さい”これは無責任である。また、言語としての日本語の観点から、例えば「テニオハ」の使い方の誤りなどを正す必要がある。

## 12.「グローバル特許明細書」の要件を確認する

「グローバル特許明細書」をつくりあげるには、米国企業の「米国特許明細書」を入手して、下記の事項を確認していけばよい。

- 1) 「クレーム」を含み、文書全体として、特許明細書がどのような構成で成り立っているのか、他者に当方の主張を納得させるためには、特許明細書は、どのような流れで構成しているのか、
- 2) 背景から望ましい実施例までの記述とクレームとの関係を、どのように整合を取っているのか、すなわち、明細書の中の記述がクレームをどのようにサポートしているのか、
- 3) 背景、発明の要約、実施例（詳細説明）の各部分の中が、どのようなパラグラフで構成されているのか、一つのパラグラフには一つのサブジェクトという原則の下に、どのように区切られているのか、また、各パラグラフ間の配列順序はどのようになっているのか、
- 4) 一つのパラグラフを構成している各文章の構造は、どのようになっているのか、これら (1) ~ (4) の確認ができれば、以下の手順で実際の作業をしてみると世界で通用する「グローバル特許明細書」が備えるべき要件が理解でき、文章の書き方も分かるはずだ。

### 13.「グローバル特許明細書」が備えるべき要件をチェックして見直す

- 1) 請求項は、米国型の請求項になるように文章形態を書き直す
- 2) 文書構成が論理的な流れになるようにパラグラフ等を並び替える
- 3) 背景技術や発明概要の説明が不足している場合には追加する
- 4) 「誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように」という、「5 W 1 H」の要素を確認する。そして、下記の事項を確認していけばよい。
- 5) 主語が存在しない文章となっていないか
- 6) 構成要素（要件）の、お互いの関係状態が明確になっているか
- 7) AからBへの動作、機能が明確になっているか
- 8) 主体（主語）の属性を明確に定義しているか
- 9) 主体と他要素の関係状態を明確に述べているか
- 10) 主体から他要素への動作を明確に説明しているか
- 11) 記述の目的が曖昧になっていないか
- 12) 特殊な専門用語が多用されていないか、などをチェックする。

## 【資料】:「日→日翻訳」例

【請求項】の原文を英語翻訳にし易い文章へ翻訳した日本語

【請求項1】 ←原文

デジタル画像を格納し、表示することが可能である複数のクライアント装置を含むオンライン・システムであって、前記クライアント装置の一部が、異なるフォーマットでデータを通信し、前記システムが、複数のオンライン写真サービス・サイトをさらに含み、各写真サービス・サイトが、異なるデータモデルを使用し、前記オンライン・システムが、ネットワークを介してクライアント装置および前記写真サービス・サイトと通信するためのサーバと、特定の写真サービス・サイトからの写真サービスの要求をクライアント装置から受信した場合、前記要求が前記写真サービス・サイトに送られ、前記写真サービス・サイトからの応答を受信した場合には、該応答が、前記写真サービス・サイトのデータ・モデルから共通のデータ・モデル・フォーマットに変換され、次に、変換された要求が、要求しているクライアント装置が必要とするデータ・フォーマットで、その要求しているクライアント装置に提示されるように、前記写真サービス・サイトの異なるフォーマットに対する共通のデータ・モデル・フォーマットを定義するための、前記サーバによりアクセスすることが可能であるメタ・アプリケーションとを備えるオンライン・システム。

↓

【請求項1】 ←「日→日翻訳」例

オンラインシステム、そのオンラインシステムは（以下を）含む：(a) デジタル画像を蓄積および表示できる複数のクライアント（側の）装置、そこにおいて、そのクライアント装置のいくつかは異なるフォーマットでデータを通信する、（また）そのシステムはさらに複数のオンライン写真サービスサイトを含む、そこにおいて、その写真サービスサイトのそれぞれは異なるデータモデルを利用している、

そのオンラインシステムは（以下を）構成する；クライアント装置（複数）と通信するサーバ、およびネットワーク上の写真サービスサイト（複数）；(b) 写真サービスサイト（複数）が有する（それぞれ）異なるフォーマットに対して共通のデータモデルを定義するためにあるサーバからアクセスできるところのメタ・アプリケーション、そこでもって、クライアント装置から特定の写真サービスサイトによる写真サービスへの要求を受け取ったときに、その要求はその写真サービスサイトに渡される、そして、そこにおいて、その写真サービスサイトからの応答を受け取ると、その応答はその写真サービスサイトのデータモデルから共通のデータモデルフォーマットに変換される、（そして）その変換された応答は、次いで、要求を出したクライアント装置によって要求されたデータフォーマットでもって、要求を出したクライアント装置に提示される。

(\*) 原文の【請求項】は、極めて難解で「日・日翻訳」は難事業であった

## IV、考え方を換え、問題を改善すれば、知財立国日本は実現する

### 1.「心技体」、あるいは「心知勇」

文書は、読む人によって頂こうという親切心が無ければ、結果としては難解なものになる。他者が読んで分からないのは、書き手である自分の責任である。読む人の能力の問題だと考えている、あるいは「文書マナー」が守れない人には分かりやすい文書は作れない。

平明な文書は、まず何よりも、他者に対する「思いやりの心」が無ければ生み出せない。

二番目の要素は、頭の中が論理的に整理されており、その展開を明確な文章で表現できる「知力」が必要である。

三番目の要素は、物事をはっきり言い切る「勇気」が要る。特にその言い切った結果の責任を取る覚悟が要る。

このように、平明な文書を作り出し、それを公にするうえで、「心技体」ならぬ「心・知・勇」の三要素を、必須の事項としてあげることができる。

### 2.曖昧文書は、日本全体の問題である

日本語文章という主題の全体を眺めてみると、読んで理解が難しい曖昧な文章は、そこら中にあることに気づく。世界の人々に「物・事・考え」を伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、それらを明快に記述する言語を用意しなければならない。

我々日本人は情報の意思の交換に何ら支障もない言語を手に行っている。また、他言語を日本語に転換する上での柔軟性も十分に持った言語を母語として享受している。

しかし、一方において、世界の人々を意識したときに、誰にでも理解できる平明な表現で、ということをお我々日本人は意識してきたであろうか？残念ながら否である。「平明な表現」ということに対して日本人はあまりにも無頓着で努力はされていなかった。しかし日本語は極めて柔軟性に富んでおり、いかようでも組み立てられる言語である。この言語を持って論理的な表現に言い換えることは難しくない。

### 3. 英国、米国でも続けられている「平明英語」運動

もう四半世紀以上も前から、英国と米国で続けられている「平明英語」(Plain English) 運動が、分かりにくい文書の最たるものとして槍玉に挙げてきているのが、法律家が作成している裁判の判決文と官僚が作成している官公庁の各種フォーム文書である。

日本社会と英米社会の違いは、英米社会では、どのような文書であれ平明に作成しようという運動が行われているのに、日本では無頓着に難解文書が放置されたままである。

我々日本人は物事を世界へ伝える手段として、形があるもの(製品)で、造形美術や画像(映像を含む)で伝えてきた。言語でもって他者を説得することが苦手であり、造形美には鋭い感性を持つ日本民族としては、それがきわめて理にかなった戦略でもあった。そのことが世界に誇れるアニメ文化、キャラクター文化を生み出している。しかし概念、原理、技術、仕組み、システム等々は言語で表現するしかない。

## 4.日本でも始めるべき「平明日本語運動」

技術の説明は文明の言語で行われる。また技術の伝播は、それを組み込んだ現物をみること、図面を見ること、文章を読むこと、説明を聞くことで理解ができる。その中でもっとも重要な媒体は言語である。したがって記述されている文章が読めなければ、当然その技術は理解できず、その人に伝わらなかった、ということになる。

日本の外に一步出ると誰も理解できない不明瞭な日本語で、発明から製品まで、生産方法から社会システムまで記述しているがために日本国家として、あるいは企業として莫大な損失をしている。グローバル社会のビジネス常識から考えれば、単なる「紙クズ」である。

## 5.世界へ「物・事・考え」伝える「平明日本語」

世界の人々に何ごとかを伝えるためには、好むと好まざるに関わらず、論理的に明快に記述する文章能力を高めなければならない。我々日本人は、この世界の共通事項を論理的に明快に誤解なく伝えるため、もう一つの日本語を持つことが必要となる。

この「平明な日本語」を、我々は「文明日本語」と呼ぶことにしている。日本人と文化を異にする世界の人々に語りかける、橋渡しをするための日本語のことである。

「文明日本語」であれば文化と民族は異なっても、物を観る方法、考える方法、原理、技術、社会の仕組み、法制、システムなどを人へ伝えることができる。

## 6.どのようにして「文明日本語」を書くか

日本語を他言語へ翻訳する場合も、文明の言語で論理的に明快に記述されていれば、異なる言語の間での翻訳は、比較的容易な作業となる。

例えば、科学技術の世界において、電気の流れは民族と文化に関係なく、どこにおいても同じ原理で流れる。どれくらいの容量の電気が、どこで生まれ、何を通して、どこからどこへ、どのようなタイミングで、何のために流されているのかは、英語でも日本語でも正確に同じに記述できる。違いは、使われる文字と、記述の順序と、言葉（単語）だけであり、これらは問題なくそれぞれの言語に転換できるはずである。

では、どのようにして「文明日本語」で書けばいいのだろうか。じつは極めて単純である。英語で記述されている「物・事・考え」と同じ内容を日本語文章で明快に書けるように訓練すれば済むことである。世界の普遍事項を論理的に明快に書き表すことにおいては、英語が格段に適しており整備されているから、とにかく真似するのが手っ取り早い。

## 7.論理力を身に付け、ロジカルに書く

論理的文書を作成するためには、二つの要素が欠かせない。ひとつは、論理的に文書を構成（展開）することである。もう一つは論理的に「文章」を記述することである。

日本人が作成する文書が英語へ翻訳できない原因は、上記二つの要素が適合していないからである。特に文書を論理的に組み立てるという「建築」訓練を受けていない人が案外と多い。

因みに論理思考で物事をつきつめ、それを論理的に表現する訓練がされていないのに英語を勉強しろと迫られても、それは酷な話である。

なぜなら頭の中で論理思考が育っていないところに、英語を身につけると迫られることは、二重の苦難を強いられることになる。英語を学習するときに彼らは、なぜそのような表現方法をとるのか、なぜそのような言い方をするのかを、理解することから始めるのが基本である。

## 8.世界の共通語は英語

なぜ英語が必要かといえば、一つは世界の情報を入手するためである。もう一つは自分の考えを世界の人に伝えるための道具が必要であるからだ。この道具を手に入れるには英国、米国の文化と切り離された「オープンイングリッシュ」を真似ればよい。

その「オープンイングリッシュ」を真似る前に日本語で論理的に考え、論理的に表現する訓練をしておく必要がある。

「オープンイングリッシュ (Open English) 」とは、アングロ・サクソンの民族的文化や、英国や米国の社会的文化の影響をできるだけ取り払った言語を指すことにする。つまり文化も民族も異にする人々の間で互いに通じ合うためには、どのようにすれば良いのか、鍛えられてきた言語である。反面、無味乾燥な言語ということにもなる。



## 9.あしがき

1990年、日本アイアール社の中に「知的財産活用研究所」を発足させ、世界で通用する「グローバル特許明細書」を作成するために必要な「文明日本語運動」を性懲りもなく続けている。この「草の根運動」を支えてくれているのが、当研究所の名誉研究員である篠原泰正氏である。彼は私の「師」でもある。彼の考えが「ブログ」に残っているので、あしがきに代えて紹介いたします。

### ◆ 日本人としての「アイデンティティ」を失ってははいけない

世界の共通分野での「物・事・考え」を伝えようとするなら、論理的に筋道つけて説明しないと、理解を得られない。即ち、特許明細書の書き手は論理思考を持たねば「グローバル特許明細書」の作成は難しいということを強く訴えてきたつもりである。

誤解されると困るが、論理性と「人間としての正しさ」は必ずしもイコールではない。論理的にものごとを考え、表現する根元の所に、「人間としての正しい心」がなければ、論理的に怪しげなシステムを考え出し、論理的にとんでもない戦略を立案し、論理的に嘘をつく行いが横行することになる。論理的思考と表現能力を身につけることは、人間としての品質が向上することを意味しない。

しかし世界の中で、それなりの役割を果たすためには、「面倒だけれど」論理性を身につける必要があるということは理解して頂きたい。つまり日本人としての「アイデンティティ」を失ってははいけないことを理解してほしいということである。

皆さん既に承知しているが、英語は対立の図式で表せる文化の下にある言語である。従って英語での事実報告や、考え方や、分析された情報を受け取る、あるいは英語で表現する、英語で討議するとい

う場合には、英語力が高くなればなるほど、英語を母国語とする人の、この対立の図式の基で思考や分析、議論を行うことにつながる。

これは、日本人としての「アイデンティティ」や、企業や国という団体の利益保持という面からは、極めて望ましくない危険なことである。実際のところ、英語およびその背景の文化にあるこの対立の図式が、今日の世界における様々な摩擦の原因の一つになっていると言える。

グローバルな環境で、英語で戦う戦士たちが、深い経験を積み、日本人であることを忘れなければ、そこから初めて、我々の、日本式の生き方を、英語を使って表現していく場面が見られるようになると考えている。そのように期待をしている。日本人としての「アイデンティティ」は見失うな、まず日本語を身につけろ、そして英語の力は数段伸ばせ、と相反することを要求することになるが、それは日本人として克服しなければならぬ大切な事項と考えている。

## ◆ 「名こそ惜しけれ」: 日本の美学の核

若いころ、ヨーロッパで、宗教とはいったい何なのかを考えさせられた。

お前は日本人だから仏教徒かとの質問に、仏教の教えに接したこともない存在としては、「ノー」と答えざるをえない。しからは無神論者なのか、と聞かれると、そもそも神の存在など気にもしたことがないので、神がいるとかいないとかの話には答えようもない。こゝらで問いかけてくる相手も私という存在をどのような範疇に当てはめていいのかわからなくなるし、こちらも、神がいようがいまいがどうでもいいではないか、なぜそのような「些細」なことにこだわるのか、とこれまた西欧人の考えに理解が及ばない。

キリスト教を信じる彼らにとって、信じる宗教を持たない人間は野蛮人であるか、あるいは得体の知れない存在とみなすということは、既にいくつもの書物で承知はしていたが、自分はなぜそうなのか、

宗教なしでも別に何の支障もないことを適確に表現することはできなかったし、彼らがなぜ宗教なしの人間を理解する基礎を持っていないのか、理解できなかった。

後になって、司馬遼太郎さんの本を読むことで、問題のひとつは解決した。

司馬さんがどのように記述されていたか、確かではないが、宗教は獰猛な人間を飼いならすために必要とされるという言葉に出会って、霧が晴れた。彼らには宗教が必要であり、自分たちが必要としているから、相手も必要としているに違いないとする。だから宗教を持たない存在は、自分たちが宗教を持たなかった時の状態と同じく「野蛮」であり、だからこの「福音」を伝授したいという、お節介になるわけだ。

ところが、日本人は、宗教なしでも別に獰猛でもなく、野蛮でもなく、近代文明も受け入れているし、知識教養も高く、礼儀も正しい。いったいどうなっているのだ、ということになる。ここまで書いてきたようにこの疑問に当時は、私は答えられなかったのだが、今ならできる。

われわれ日本人は、人間存在の基盤に、「名こそ惜しけれ」という美学を持っているからこそ、キリスト教を信じる西欧人や、そのほかユダヤ教、イスラム教、ヒンズー教等を信ずるどのような人々に対しても、同じ土俵で毅然と相対（あいたい）することができるのだ。

「名こそ惜しけれ」とは、いうまでもなく坂東武者の中に育った「美学」であり、生きるうえでの基本基準とでもいうべきものである。もちろん宗教ではなく、また哲学という概念にもあわない。この概念を定義するのは難しいので、私はこれを「美学」と呼んでいる。生きるうえでの、美意識に関する感性に基づく、基本的な姿勢とでもいっておく。

鎌倉時代から、現日本の原型は形作られたのだから、その社会におけるエリート層の武士の美学は次第に日本人全体のものとなってい

く。「名こそ惜しけれ」自分の行うことには自分が責任を持つ、ということである。恥ずかしい仕事はできないということである。自分の名にかけて、物事はキチンとやるという自意識を高く持った誇り高い存在を支えている美意識なのだ。

農民が作る農産物、職人が作る制作品、これらを見れば、日本人は庶民の隅々までこの「名こそ惜しけれ」の美学を持っていたことがわかる。日系移民という、高等教育を受けたわけでもなく、熱烈な仏教徒でもない普通の民衆が海外の地であれほどの評価を得たのも、この美学が根底にあったからに違いないと私は確信している。

この美学は、戦後、高い品質の工業製品を生み出す原動力にもなった。工場の現場の一人一人が無意識であってもこの美学を持っていたがために、自分が関係した製品は、恥ずかしくないものを市場に出すのだという信念があった。今もあるはずだ。

今なら、私は、外国の人々に説明できる。俺たちには「名こそ惜しけれ」の美学があるから、宗教はなくとも、まともな行動が取れ、まともな社会を経営することができるのだと。ただし、外国語で、このことを説明するのは相当に難しい。あれやこれやの実例を示しながら説明していかないと、理解を得るのは大変な作業となるだろう。

ともあれ、われわれ日本人がこの「名こそ惜しけれ」を忘れない限り、というより、まだ維持している人々が先頭に立って行動すれば、21世紀のこれからの困難な局面において、世界のパスファインダー (pathfinders) として尊敬を受け、世界の存続に貢献できることになるだろう。

論理の展開の根底にはまともな哲学、人間とは何、どうあらねばならないかの原理原則がなければならず、幸いなことにわれわれはその原理を「名こそ惜しけれ」という一言で表現されるもので持っている (2006/01/01：篠原泰正)

## V、日本の知財政策はどの方向へ進むのか

### 1.特許の価値は低下し、著作権、商標、意匠を含めた知的財産の「総合マネジメント力」が求められるが、その人材教育はできるのか

1980年代半ばから米国政府の方策は、重点を製造業からサービス業に転換し、中でも知恵・知識といったソフト面に力点を置くようになった。その中から、知的財産権 (intellectual property) とりわけ特許権が極めて重要視されるようになった。

特許権重視の中から、米国が圧倒的に優位に立っているソフトウェア (プログラム) 技術に特許権を与えるようになり、その延長線上でビジネスメソッド (business method) にも特許権が与えられるところまで進んだ。これがビジネスモデル特許である。

その後も米国は、IT (Information Technologies) 分野、とりわけネットワークコンピュータシステム分野の技術開発に重点を置き、世界から人材を集めてきた。いまや米国は、この分野で世界の先頭を走っている。

米国はこの優位性を活かし、GE社などが Internet of Things で、工業界の主導権を握ることを目指している。これが、いま話題のインターネットによる物づくり、つまり「I o T」である。因みに米国企業とドイツ企業の I o T 関連の特許調査を行ったが日本企業の遅れは歴然であり差は広がる一方である。

今後は特許、守秘技術、商標、意匠、そして著作権を重視した総合的な「知財戦略」が必要となる。 特許の出願奨励と保護だけに重点を注いできた知財政策の軌道修正はさけられない。

## 2. 機械翻訳ソフトの支援が受けられる英語に近い日本語を書く

日本企業は、グローバル化が進み世界各地に営業拠点、工場、研究所が設けられている。日本の本社から発信される情報は世界各地で働いている社員や取引関係者へ誤解なく伝えられなければならない。もちろん、その情報を受け取るのは日本人だけではない。外国人社員にも誤解が生まれないように明快に伝える必要がある。

仕事をする上で、メール伝達は欠かせないツールとなっている。メールの文章は短く簡潔に、用件だけを書くように教えられている。それは世界の共通語である英語と互換性がある日本語で書くことを意味する。英語は構造的であるから翻訳ソフトの支援が得られる。この英語の利点を我々は有効に利用すべきである。そうすれば現地の人は翻訳ソフトを使い英語で理解することができる。

「私たちに何を伝えたいのか」「私たちに何をやって欲しいのか」が読み取れない意味不明の通達（メール）であれば、取引関係者や外国人社員から信頼を得ることは難しい。

例えば日本の井戸掘り技術を英語型の日本語で書いて世界へ発信すれば真水が不足している世界の人々から感謝されることは間違いない。

英語と互換性のある日本語を書くことに慣れてくれば社員の英語力と論理力は格段とアップする。グローバル社会で活躍ができる人材が育つこと保証つきである。これはグローバル社会では重要なことである。

参考資料：メール文章の書き方 プレジデント社（2016.3.22号）資料（1）

### 3.世界で通用する「グローバル特許明細書」が作れるか

日本アイアール社 知的財産活用研究所は、1990年から図解による創造技法の一つであるMC（マトリックスカード）法を知的財産分野で活用してきた。MC法とは、表面が3行3列の9面のマトリックスカードを使用して、中心の1セルとその周辺を取り囲む8セルの「思考の場」で問題を解決する手法である。このMC法をソフト化し「メモダス」と名付けている（登録商標 特許第3841327号 発明者 長谷川公彦）

「メモダス」は、発明提案書の作成ツール、アイデア発想ツール、発明生産技法ツール、パテントマップの作成ツール等で使ってきた。

「メモダス」を使って作成した発明提案書の文書構成は論理的に展開されており「日→日翻訳」がやりやすい文書構成になっている。また、アイデアが不足していないか、説明に矛盾がなく整合性が取れているか、書き忘れが無いのか、余分なことが書かれていないか等の発見ができる。

更に発明の本質が明確となり、発明権利を守るための強固な囲いもできる。あとは特許庁向けの特許出願明細書のスタイルに自動変換すれば、「プロ」の書き手が仕上げてくれる。

否、人口知能（AI）を使って特許明細書を作成するロボットが生まれることも夢ではない。文章の校正はもちろん、先行技術の抽出も可能である。ただし、このロボットへ与える情報の質が重要となる。「メモダス」で作成した発明提案書がその役目を果たすと考えている。

文法に則った文書は人にわかり易い。文法に則った情報はコンピューターに優しい。それはコンピューターにとって記憶し易い、分析し易い、探し易いということである。これが人口知能（AI）である。まだ研究の余地はあるが、我々はこの研究を続けていく。

▽ 参考資料：メモダスの入れ子構造は 資料（2）

## ◆ 「IPMA(Intellectual Property Management Academy)」の紹介

知財学習専門サイト「I P M A (Intellectual Property Management Academy)」は日本アイアール社 知的財産活用研究所で、これまで纏めてきた「知財問題レポート」や「知財学習教材」などの資料を公開しています。このレポートは、主に下記の資料から引用しています。

### ▽ 引用資料の紹介：I P M A ホームページ：知財学習塾

- ・【英文特許仕様明細書（仕様書）作成「改善」マニュアル】
- ・【米国特許弁護士の米国特許講座（Basic US .Patent Writing）1-8 時間「英⇔日」の対訳付】

### ▽ 引用資料の紹介：I P M A ホームページ：トップページ

- ・2016/08/10 (S2) 「メモダス (MEMODAS)」を使ってグローバル特許明細書へ繋がる発明提案書を作る
- ・2016/08/10 (S3) 【事例】：「消しゴム付き鉛筆」の発明提案書をメモダスで作る

### ▽ 引用資料の紹介：I P M A ホームページ：WEB 教育

- ・「知財教育：絵—ラーニング」

◆ このレポートは、公益社団法人 知財登録協会（本部大阪）が発行する、刊行誌（電子版）へ投稿した原稿です。



## 【資料—1】

PRESIDENT 2016. 3.22 号 別冊(発行:プレジデント社)

まったく新しい「英語の学び方」：日本語的な表現に極端に弱い「英訳」

元の和文を「英語に近づける」だけで、劇的に良くなる「英訳」(exciteを使用)。(プレジデント本文78Pを引用しました)

元の和文を「英語に近づける」だけで、劇的に良くなる「英訳」(Exciteを使用)

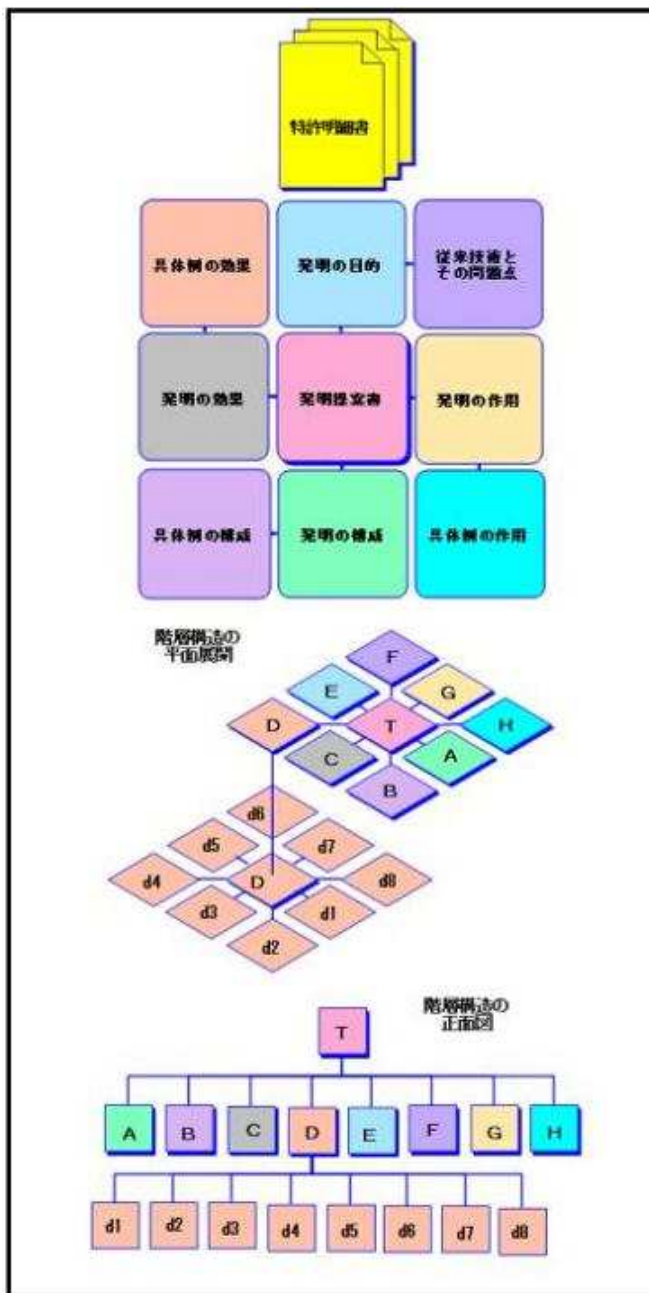
<p>原文●日本人向けに書いているのと同じ</p> <p>2015年12月20日にご注文いただきました 特注の超精密ボルトの 納期なのですが、弊社の都合により 当初予定していた3月5日から3月12日へ 1週間ほどズレ込んでしまいます。</p>	<p>You ordered on December 20, 2015. A due date of a custom-made super-precise bolt. From March 5 scheduled at first by our convenience. I slip for about 1 week to March 12 and it's crowded.</p> <p>0点</p>
<p>改善ステップ①</p> <p>①短文にする ②日本語的な表現を改める</p> <p>2015年12月20日にご注文いただきました 特注の超精密ボルトについて、 ご連絡いたします。当初、製品を3月5日に 納品する予定でしたが、約1週間遅れてしまい、 3月12日にお届けする予定です。</p>	<p>I'll inform you of the custom-made super-precise bolt you ordered on December 20, 2015. It was expected to deliver a product on March 5 at first, but it's expected to be late for about 1 week and deliver it on March 12.</p> <p>ほぼ意味が通じるようになった</p> <p>50点</p>
<p>改善ステップ②</p> <p>①さらに短文化 ②主語や代名詞を入れる</p> <p>あなたが2015年12月20日に注文した 超精密ボルト(特注)について、お知らせします。 私たちはこの製品を3月5日に納品する 予定でしたが、それが不可能になりました。 発送は1週間遅れます。私たちは、その商品を 3月12日あなたにお届けする予定です。</p>	<p>I'll inform you about the super-precise bolt you ordered on December 20, 2015 (special order). We were planning to deliver this product on March 5, but that became impossible. Shipping off is behind schedule for 1 week. We're planning to report the goods to you on March 12.</p> <p>一部間違いがあるものの、 海外の人に出してもOKなレベル</p> <p>80点</p>

## 実践編

入れる日本語を少し直したら0点の和訳がなんと80点に

## 【資料-2】:メモダスの入れ子構造図

特許明細書の構成は、図に示すとおり四項目しかない。この四項目の上位階層から具体的な説明を下位階層へ展開していけば良い。階層は無限である。順序を気にしないで書きたいところから書き貯めておけばよい。文章は明確に短かく書く。



### 上位概念・項目

1. 従来技術の構成  
⇒「今までこうなっていたので」
2. 従来技術の作用  
⇒「こんな時にこんな状態となるため」
3. 従来技術の欠点  
⇒「こんなに不便だった」
4. 課題の設定  
⇒「そこで、こう改善したい」

### 中位概念・要旨

1. 従来の技術と発明との共通な構成  
⇒「両方共このようになっている」
2. 発明の構成  
⇒「そこで、今度はこうしたので」
3. 発明の作用  
⇒「こんな時にこんな状態になるため」
4. 発明の効果  
⇒「こんなに便利になった」

### 下位概念・具体例

1. 具体例の構成  
⇒「必要な機能を果たすための具体例」
2. 具体例の作用・効果  
⇒「各具体例はこんな状態になるため」  
⇒「各具体例はこんなに便利になった」

〔資料提供: 長谷川公彦〕